

# アラブ首長国連邦(UAE) 新競争法 ほか

2013年1月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiから提供を受けたレポート「中東エクステンジ・ニュースレター2013年1月号」に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai  
Dubai International Financial Centre  
Gate Village 7, Level 4  
P.O. Box 506631  
Dubai, UAE  
Tel: +971-4-428-6300  
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT  
SMITH  
FREEHILLS**

## アラブ首長国連邦(UAE) 新競争法 ほか

### 初めに

2012年10月23日に制定されたUAEの新競争法（2012年連邦法第4号）（「競争法」）は、2013年2月23日に施行される予定です。競争法は、制限的協定の禁止、支配的地位の濫用につながる行為および活動の禁止、企業集中の流れの統括、ならびに競争を毀損、制限または阻害する活動の回避により、競争を保護および促進し、独占的慣行を排除することをその目的としており、UAE内の競争に影響を及ぼすUAE内外の経済活動および知的財産権を対象としています。また、経済省（Ministry of Economy）と協力の上で、UAEにおける競争の保護を目的とした政策や法整備を担当する「競争規制委員会（Committee of Competition Regulation）」も、このほど設立されました。

競争法は、価格操作、談合または製品の生産もしくは供給の制限に関する協定をはじめとする「制限的協定」を禁止しています。また、市場を地理的に分割し、または市場への新規参入を阻むような、競争を毀損、制限または阻害する制限的協定も、商業代理店法（Commercial Agencies Law）により認められている場合を除き、禁止されています。競争法はさらに、競争の減殺を目的とした支配的地位の濫用も禁止しています。企業は、経済大臣（Minister of Economy）にこれらの規制の免除を申請できますが、これが実際にどのように機能するのかについては、今後の運用を見守らなければならないでしょう。

企業には、自社の慣行が競争法に適合したものであることを確保するために、競争法の施行日から6カ月間の猶予期間が与えられていますが、競争法は、6カ月間の猶予期間が経過した後には違反があった場合について、違反行為の対象となった商品またはサービスから生じた年間売上または年間収入の2%以上5%以下に相当する罰金（禁止されている「制限的協定」に関連する総売上または総収入を確定できない場合には、50万UAEディルハム以上500万UAEディルハム以下の罰金）、ビジネス手法に関する秘密情報の開示に対しては5万UAEディルハム以上、20万UAEディルハム以下の罰金、およびその他の違反行為については1万UAEディルハム以上10万UAEディルハム以下の罰金をはじめとする罰則が定められています。再犯者については、罰則を2倍に加重することができ、法人の場合には、民事上の損害賠償請求訴訟を提起されてしまう可能性があります。

ます。

## UAE 駐在員による不渡り小切手は、依然として刑事犯罪

UAEでは、企業や個人が、アパートの賃料から数百万ドルもの取引にいたるまで、あらゆる支払いの担保として、日常的に先日付小切手 を振り出しています。UAE政府は、小切手の決済が後日支払銀行によって拒絶された場合、同小切手を使用した支払行為が犯罪を構成しないというUAE法の改正が、自国民にのみ適用されることを確認しました。マスコミでは、2012年10月に公布された同法の改正によって、「不渡り」小切手がもはや何ら犯罪行為を構成しなくなるのではないかと、との憶測が飛び交っていましたが、同発表はこれに終止符を打ったこととなります。

この発表は、一定の条件を満たす、深刻な財政的困難に直面しているUAE国民が債務の清算または免除を申請することを認める制度として先頃創設された、国民不良債権清算ファンド (National Defaulted Debts Settlement Fund) の高等委員会 (Higher Committee) によるものであり、同委員会は声明において、「ファンドが定めたメカニズムはUAE国民にのみ適用されるものであり、それ以外の者には適用されません。これには、UAE国民が銀行または金融機関に対して呈示した担保小切手 [が不渡りとなること] を非犯罪化する大統領指令も含まれます」と述べています。

## UAEが駐在員に対する住宅ローンに上限を設定？

UAE中央銀行は先頃、UAEの民間金融機関に対して、個人向けの住宅ローンの融資比率 (LTV : loan to value) に新たな上限を設ける案を通知する通達を发出了しました。同通達によれば、UAE国民に適用されるLTVの上限は、一軒目が70%、二軒目以降が60%とされ、外国人に適用されるLTVの上限は、一軒目が50%、二軒目以降が40%とされています。

多くの銀行は、早くもこれがUAE住宅市場の景気回復の妨げになるのではないかと懸念を示しています。UAE内の銀行は、この規制の実施先延ばしを求めており、アラブ首長国連邦銀行協会 (Emirates Banks Association) からは、UAE中央銀行に対して、UAEの金融機関が外国人に提供できる住宅ローンのLTVの上限として、以下の基準が認められるべきである旨の勧告がなされた、

との報道もあります。

- ・ 一軒目の住宅購入価格の**75%**相当
- ・ 二軒目の住宅ローンについては**60%**
- ・ 設中の不動産については**50%**

UAE中央銀行は、広範囲な意見募集手続を経るまでは、通達に記載された住宅ローンに対する制限を実施しないことを確認しています。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai)